

業 務 速 報

NO. 882

2013. 9. 30

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

申第10号「リニア中央新幹線建設に関する申し入れ」に対する窓口回答 またしてもリニアに関する労使協議を開催せず！ 経協で説明すれば良いというものではない！

9月26日、『申第10号「リニア中央新幹線建設に関する申し入れ」』について会社窓口から回答および説明がありました。

5月18日、太田国交相は衆議院国交委員会で「国が財政支援することでリニア中央新幹線開業の前倒しが必要だ。国の財政支援としては、J R 東海が金融機関から融資を受けて建設期間を短縮し、融資にかかる利子を国が負担することが想定される」と発言しました。また、8月14日に「国交省はJ R 東海の訴えにより、リニア中央新幹線建設に伴う税（不動産取得税と登録免許税）の免除を2014年度税制改正要望に盛り込む方針を固めた」とマスコミが報じました。

こうした動きに対し本部は、リニア中央新幹線開業の前倒しや建設に伴う税の免除と、山梨実験線での走行試験再開については経営上の大きな問題であると認識し、『申第10号』で、労使協議の開催を求め申し入れを行っていたものです。

これまで会社は「リニア中央新幹線建設費は全額自己負担で」と主張してきましたが、このマスコミ報道が事実ならば、会社自らが「全額自己負担」の方針を覆し、国の負担を求めたことに他なりません。結局は税金＝国民負担のもと、リニア中央新幹線が建設されることになるのです。

会社は『申第10号』について、口頭で回答したものの、労使協議は開催しないとしたため、本部は労使協議を開催することを迫りましたが、会社の対応は変わらず、対立を確認しました。

<申第10号に対する会社回答>

申第10号について業務委員会の開催は行わないが、申し入れ事項について説明する。

1. リニア中央新幹線建設に伴う税の免除について

- (1) 報道では、衆議院国交委員会の質疑として、リニア中央新幹線前倒し開業が必要な理由として、①大規模震災の備えとしての東海道新幹線の代替路②高速鉄道を計画している米国などにリニア技術を売り込む、ことが揚がっている。会社として「前倒し開業」が必要と考えているのか、明らかにすること。

【回答】

1日も早く開業をという思いは当社も同じだが、大都市部の地下駅や長大山岳トンネル等の建設には物理的に長期間を要することとなり、開業前倒しは困難である。今後とも収入増加を目指すと共にコストダウンに取り組み経営体力を強化することで健全経営・安定配当を堅持しながら中央新幹線の早期実現に取り組む。

- (2) 会社が国交省に対し、リニア中央新幹線建設に伴う不動産取得税と登録免許税の免除を要請したことは事実なのか、明らかにすること。

【回答】

中央新幹線は全幹法により建設を進めていくが、その際建設費については当社が全額自己負担して進めると表明している。それ以外の税制その他、計画を円滑に推進していくための条件は同じ全幹法の適用下にある。他の整備新幹線と同列の扱いにさせていただくことが必要と考えている。想定される税額は、登録免許税・不動産取得税を合わせて、東京～名古屋間で180億円程度、名古屋～大阪間でさらに140億円程度である。従って国民に負担を強いる、収入見通しが甘いといったことにはあたらない。

- (3) 上記「2.」の要請が事実ならば、これまで会社が「建設費は自己負担」としていた主張を覆えすこととなり、国民に負担を強いるものである。要請に至った経過、背景、要請した時期、具体的要請内容等を明らかにすること。

【回答】

(2) と同じ。

- (4) リニア中央新幹線建設に伴う不動産取得税と登録免許税の、リニア中央新幹線建設の関わる税に占める割合及び額を明らかにすること。

【回答】

(2) と同じ。

- (5) 会社は2008年1月9日開催の経営協議会で、JR東海労に対し「リニア中央新幹線開業までの収入の前提については堅めの見通しを立てている」と説明した。会社が国交省に対し、リニア中央新幹線建設に伴う不動産取

得税と登録免許税の免除を要請したことが事実とすれば、会社の収入見通しは甘かったと言わざるを得ない。会社の見解を明らかにすること。

【回答】

(2) と同じ。

2. 山梨リニア実験線走行試験再開について

(1) 山梨リニア実験線での走行試験再開について、その目的、規模等、詳細を明らかにすること。

【回答】

実用化仕様の確認を行うと共に、主に超電導リニア技術のブラッシュアップやコストダウン等に取り組む。

(2) 走行試験再開にあたって沿線住民や環境への配慮を行い、沿線住民に説明を行うこと。

【回答】

走行試験の再開に向けて地元自治体や沿線の自治会に試験内容を説明しており、ご理解をいただいている。

<主な議論>

組合：申し入れについて回答すれば良いというものではない。会社の姿勢は、労使でしっかりと協議を行うという姿勢が見られない。

会社：会社は労使で協議するために協約に則り、節目では経営協議会を開催し議論している。

組合：申し入れについては、別に労使協議を開催するべきである。

組合：税金に関する費用は建設費に盛り込み済みではなかったのか。見通しが甘いと言わざるを得ない。

会社：最初から考えていたかどうか詳細は分からないが、全幹法適用下にあるので他の整備新幹線と同じ扱いと考えている。

組合：全額自己負担を表明しているのだから、税金を免除してもらおうという考えはおかしい。また、労使協議を開催しないことに抗議する。

会社：協約に則り適切に対応している。

組合：対立を確認する。

以 上